解散公告

当法人は、平成二十五年十二月二十四日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
奈良市西笹鉾町二四番地
特定非営利活動法人美術散華保存会
清算人　菊岡　明良

解散公告

当社は、平成二十六年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
島根県出雲市今市町三〇〇番地八
有限会社魚富
清算人　有藤　廣江

解散公告

当社は、平成二十六年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
愛媛県松山市福角町一二四三番地四
株式会社ｉＢＲ
代表清算人　兵頭トシ子

解散公告

当社は、平成二十五年十月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
熊本県熊本市西区島崎六丁目七番三六号
有限会社富士技研
清算人　湯野さだ子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
熊本県阿蘇市蔵原字下大久保一四二〇番地
一般財団法人リゾートホテル阿蘇いこいの村
代表清算人　坂梨　正章

解散公告

当社は、平成二十六年一月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
大分市舞鶴町二丁目一番七号
株式会社古城不動産管理
代表清算人　古城　綾子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
茨城県水戸市千波町六二七番地四三
財団法人茨城郷土部隊史料保存会
清算人　鶴見　和滿

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
東京都千代田区神田錦町一丁目一七番地の八
財団法人信行社
代表清算人　志邨　節子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
京都市南区吉祥院西定成町三五番地
社団法人京都府肢体障害者協会
代表清算人　岸　喜代至

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
茨城県水戸市泉町三丁目七番二八号
財団法人望月学園
代表清算人　下山田達司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日関係法令の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
岐阜県養老郡養老町高田七九八番地の五
社団法人南濃開発公社
清算人　鈴木　一朗

解散公告（第二回）

当公社は平成二十五年十二月二十四日、総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
静岡県浜松市中区元城町一〇三番地の二
浜松市土地開発公社
清算人　伊藤　篤志

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年一月二十四日東海市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
愛知県東海市浅山三丁目五三番地
東海名和南部西土地区画整理組合
代表清算人　小島　利次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月十九日付兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
神戸市中央区琴ノ緒町五丁目三番五号
旭通４丁目地区市街地再開発組合
代表清算人　新井　東光

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺一番地の一
財団法人妙寺地区忠霊顕彰会
代表清算人　藤本　泰秀

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
広島市中区寺町一番一九号広島別院内
真宗本願寺派本願寺広島別院維持財団
清算人　安部　惠証

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十六年二月三日
広島市中区寺町一番一九号広島別院内
真宗本願寺派廣島教区教学財団
清算人　安部　惠証